

「基金」の見直しについて

平成 22 年 7 月 23 日
地方消費者行政推進本部
基金WG

1. 取崩し「期限」の延長

「集中育成・強化期間（21年度～23年度）の3年間で消費者行政の充実・強化を図る」とのこれまでの取組みに水を差すことなく、同時に、一部の地方公共団体からの「延長」の要請に応えるため、各都道府県ごとの個別の要請がある場合には「基金」の取崩しの期限を「1年延長可能」とする。

【参考】

「基金」の今後の消化状況について、各都道府県からヒアリングを行ったところ、3年間という期限では、複数の自治体で「基金」を全て取り崩せない可能性がある模様。

したがって、「延長」を可能とすることにより、財政資金を効果的に活用し、地方消費者行政の当面の充実・強化を図ることが可能。

なお、「集中育成・強化期間」以降の国の支援のあり方については、現在、消費者委員会で検討中であり、これまでの方針どおり、その結果を踏まえて対応することとする。

2 . 相談員の報酬引上げへの活用

相談業務におけるあっせんの増加・複雑化、新人相談員への助言・指導など、消費者庁創設に伴う相談業務の質の変化に対応して、相談員の報酬引上げにも「基金」を活用可能とする。

【参考】

これまでは、相談員の新規配置・増員など「量的な拡大」にのみ活用可能であったが、「既存の相談員の待遇改善」に活用可能となる。

ただし、実際に「基金」を活用して報酬を引き上げるかどうかは、地方公共団体ごとにその首長の判断とならざるを得ない。

3 . 「使途」の拡大

相談員の報酬引上げに活用可能とするほか、消費生活センター等の事務所や事務用機器・機材の「賃料」、「リース料」にも「基金」を活用可能とする。

なお、「光熱費」、「消耗品」についても、経費を切り分けられれば、活用は可能（従来どおり）。

【参考】

ただし、実際に「光熱費」や「消耗品」を区分経理することは自治体にとっての事務負担増となるが、こうした作業は行っていただく必要がある。

4 .「金額」の問題：「2分の1基準」

国の支援と地方の自助努力の両輪で活性化を図るとの観点から、「2分の1基準」の原則は維持する。

なお、「2分の1基準」の適用との関係で、地方公共団体の消費者行政予算の金額の積算方法や、「決算ベース」での運用について、事務的な運用細則により改善を行う。

【参考】

地方公共団体の消費者行政予算の金額の積算方法に関しては、専任職員の配置、非常勤職員の正規職員としての採用等といった地方公共団体の自助努力を「消費者行政予算」の計上に反映することによって、「基金」の取崩し額が拡大するよう改善を図る。